

としての木製品の製作跡となつてゐたと考えられる。

#### III期：平安時代前期（8世紀最終末～9世紀前半）

II期に続き微高地上が居住域の中心である事に変わりはないが、居住域が北側に拡大する。南北を区画する東西方向の溝状遺構は見られなくなり、居住域西側はSD153～155で区画される。内郭を区画すると推察されるSD800は南西隅だけの検出であり、内郭の状況は不明である。8棟の掘立柱建物は梁間2間を主体とし、棟方向は概ね北に対し10～20°東偏するものが主体となるが、配置などに画一性は認められない。南側の谷部は、緩斜面地を主に木製品の生産域として利用される。

III期は居住域の拡大が図られ、一般的な集落への過渡期と考えられる。また南側谷部は、生業域としてのみの利用となる。出土遺物から、本調査地内における古代の集落は9世紀前半で一端断絶すると考えられる。しかし市道鎌倉横川1号線改良工事に伴う調査地点などは9世紀後半でが主体となるように、大沢谷内遺跡内の試掘・調査事例から地点を変えながら古代末まで集落が存続する事が判明している。

#### IV期：中世

集落は依然微高地上に展開するものの、区画溝は見られなくなる。集落内には井戸が目立つようになり、掘立柱建物の棟方向は北から9～21°東西に偏する。III期にみられるSD153は用水路としての機能に転じたと考察され、集落北側の後背湿地を生産域として拡大する。

IV期は一般的な中世村落の様相を呈しており、III期まで続いた南側谷部の土地利用はなくなる。これは、頻繁な地滑りや冠水などにより不安定な谷部を放棄し、湿润ながらも安定した北側湿地を生産域として選択した結果と考えられる。

このように各期においても居住域の中心は調査区東寄りの微高地上にあり、本調査区は集落の西側縁辺部にあたると考えられる。本来遺跡の中心と推察される東側調査区外の様相が不明なため概に断言しかねるが、中央王権もしくは官的要素を持った集落から一般的な集落への構造変化が窺える。

I期でみられた官的要素が薄れた要因の一つとして、大宝元（701）年に制定された大宝律令が挙げられる。柵では「覓国使」などによる個別的な支配拡大がなされたとされるが、律令下では「撫慰」と「征討」という硬軟政策を用いた「国司」による地方支配の拡大が行われるようになる。本遺跡の位置する蒲原郡は大宝2（702）年には越中国から越後国に編入されており、渟足柵の設置から、磐舟柵（648年）、都岐沙羅柵（658年）、出羽柵（709年）と順次北上した柵と同様に、本遺跡の機能も移転したものと考えられる。

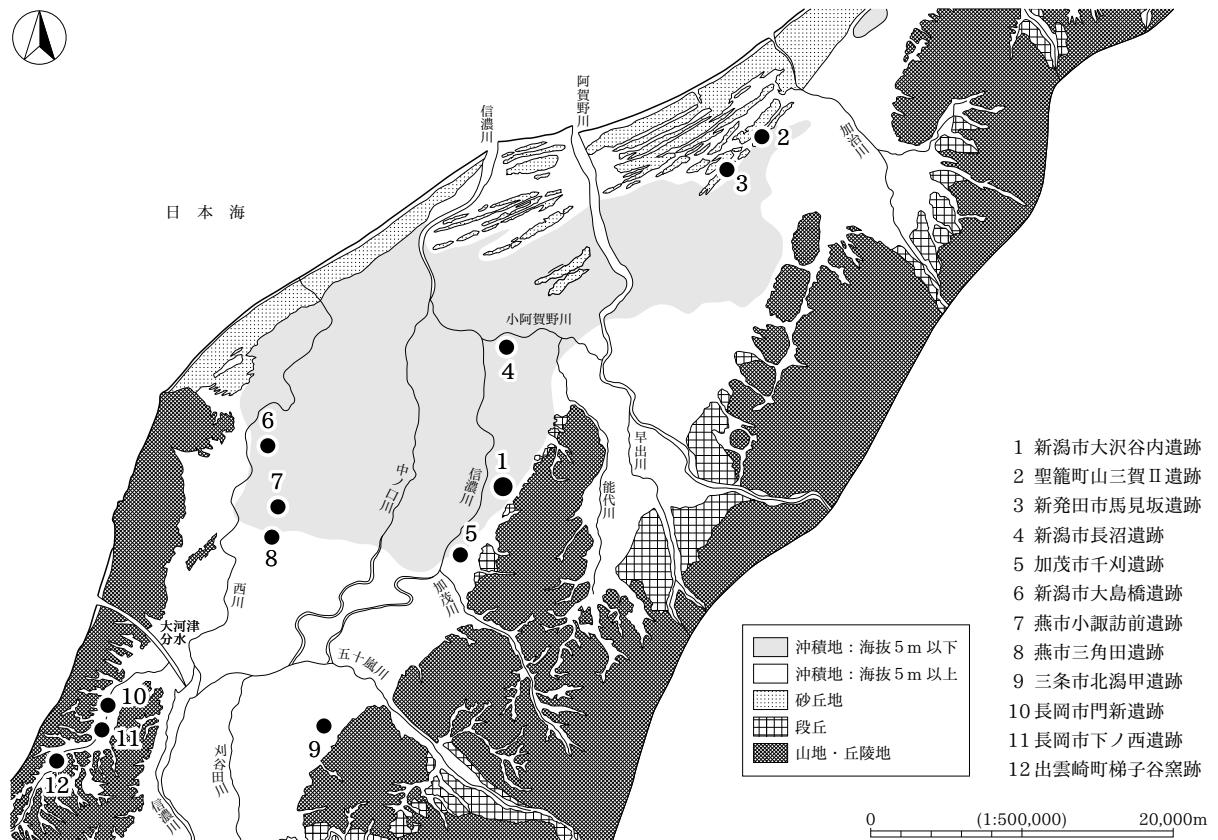
II期前半には新津丘陵窯跡群の操業が活発化しており、生業の拠点が新津丘陵北東斜面に移動したと考えられる。それに伴い新津丘陵北東部および信濃川や能代川など新津丘陵沿いを流れる河川の下流域に、拠点的な集落は移転したと推察される。

#### 2) 新潟市周辺の7世紀の遺跡

大沢谷内遺跡では、7世紀代後半の土器群がまとまって出土している。これらの大半は土器集中域からの出土であるが、完形率も高く一括りが窺える資料である。新潟県内における7世紀の土器様相については春日真実氏によって詳細な分析がなされており〔春日2006〕、ここでは新潟市周辺の遺跡について概観する。

新潟市および周辺で7世紀代の土器が出土している遺跡は、大沢谷内遺跡を含め12遺跡が挙げられる。立地からみると大きく砂丘上（馬見坂遺跡・山三賀II遺跡）、沖積地（長沼遺跡・大沢谷内遺跡・千刈遺跡・大島橋遺跡・小諏訪前遺跡・三角田遺跡・北潟甲遺跡）、丘陵地（門新遺跡・下ノ西遺跡・梯子谷窯跡）に分類される。

砂丘上の遺跡立地は縄文時代にまで遡り、それ以降も継続的に利用される。山三賀II遺跡と馬見坂遺跡は内陸側の新砂丘I-2〔新潟古砂丘研究グループ1974〕に立地するが、山三賀II遺跡は比較的幅広の砂丘上に占地し、馬見坂遺跡は小丘状に発達した先端部の微高地に占地する。山三賀II遺跡の古代集落の成立は8世紀初頭であり、9世紀後半に衰退するまで集落は継続〔坂井ほか1989〕しており、春日編年III1～VI3期にあたる長期的集落である。対して馬見坂遺跡は7世紀第2四半期〔関2001〕という、春日編年I3期で収束する短期間の遺跡と考えられる。



第 134 図 新潟市周辺における 7 世紀の遺跡

沖積地の遺跡は、自然堤防などの微高地に立地すると考えられる。長沼遺跡は阿賀野川の自然堤防上に位置し、かえりのある須恵器杯蓋などから春日編年Ⅱ2～Ⅲ1期の遺跡と考えられる。大沢谷内遺跡は信濃川の自然堤防上に位置し、地点を移動しながら春日編年Ⅱ1～Ⅶ期まで集落は存続する。千刈遺跡は加茂川支流の千刈川河床下に位置しており、自然堤防上の遺跡と考えられる。須恵器杯身の形態から、大阪府堺市の泉北丘陵に広がる陶邑窯跡群における中村浩氏による編年（以下、「中村編年」）〔中村 2001〕のⅡ型式3段階前後〔伊藤 1994〕と考えられ、春日編年Ⅰ1期もしくはそれ以前にあたると考えられる。大島橋遺跡は旧鎧潟の西岸微高地に位置し〔山口 1984〕、須恵器杯蓋（杯G蓋）や平瓶の特徴から中村編年Ⅲ型式1段階、春日編年Ⅰ3期にあたると考えられる。小諏訪前遺跡、三角田遺跡は大通川の自然堤防上の微高地上に立地し、出土遺物から小諏訪前遺跡は春日編年Ⅰ3期、三角田遺跡はⅡ2～Ⅲ期の遺跡である。北潟甲遺跡は刈谷田川低地に位置し、春日編年Ⅰ2期を主体とする。

丘陵地の遺跡として、門新遺跡Ⅲ区は杯の形態から春日編年Ⅰ 1～2期と考えられる。下ノ西遺跡Ⅲ区は、中村編年Ⅱ型式6段階の須恵器無台杯（杯H）からⅢ型式2段階と考えられるかえりを持つ大振りの須恵器杯蓋や須恵器有台杯などから、春日編年Ⅰ 3～Ⅱ 1期が主体となると考えられる。

集落の消長を考察する上で春日編年を実年代とすると、I 1期：6世紀終末～7世紀初頭、I 2期：7世紀第一四半世紀、I 3期：7世紀第二四半世紀、II 1期：7世紀第三四半世紀、II 2期：7世紀第四四半世紀、III 1期：7世紀最終末～8世紀第一四半世紀、III 2期：8世紀第二四半世紀、IV 1～3期：8世紀後半、V 1・2期：9世紀前半、VI 1～3期：9世紀後半にあたると考える。

6世紀後半から7世紀代の遺跡は、大沢谷内遺跡と三角田遺跡を除き短期間で収束する傾向が窺える。特に7世紀第4四半世紀と考えられる遺跡は地形に関係なく認められるが、いずれも短期間でその役割を終えると推察される。これには相次ぐ渟足柵・磐舟柵の造営が多分に関与していると考察され、中央王権の辺境支配に伴う移転が頻繁に行われたと推察される。また柵戸や柵養などの配備により、広大な集落が必要であった可能性も高い。

柵造営直後の7世紀後半に属する遺跡は激減する。当該期の遺跡として大沢谷内遺跡、長沼遺跡、三角田遺

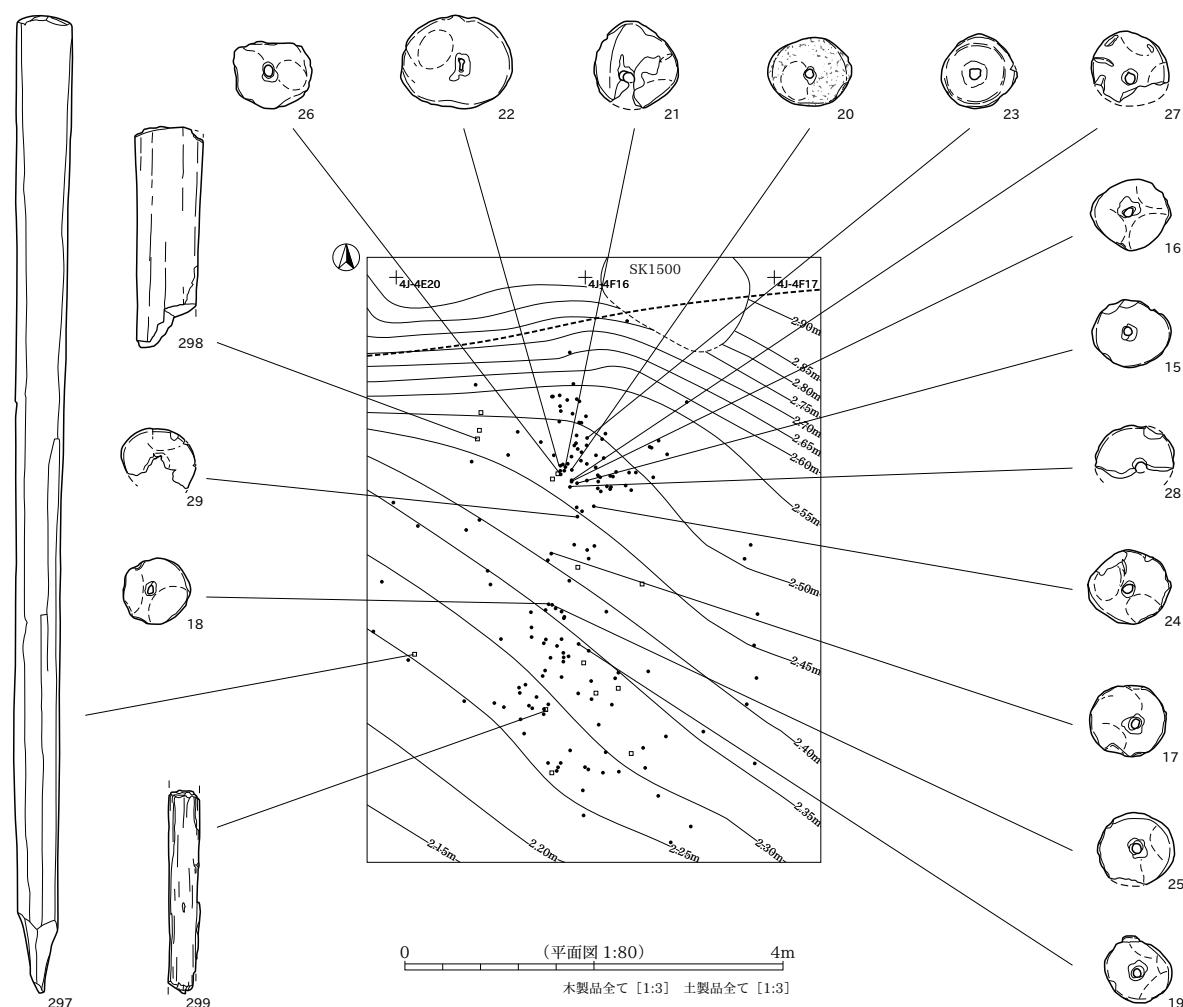
跡が挙げられるが、いずれも自然堤防上の微高地を選地しているため、西川から阿賀野川にかけた内水面を取り囲む自然堤防などの微高地上に、本時期の遺跡が埋没している可能性が高いと考えられる。

大宝律令後の8世紀初頭になると、山三賀II遺跡のように継続的な集落が数多く出現する。これらの集落は生産力向上などを目的に律令下で整備された集落と考えられ、律令体制の弱体化に伴い8世紀終末には集落の多様化が図られ、体制の崩壊する9世紀後半に急速に集落が衰退する事も裏付けとなろう。

### 3) 祭祀遺構

大沢谷内遺跡の南側谷部の東端で、祭祀に伴うと考えられる遺物集中(SX945)が確認された。本遺構からは一括廃棄と考えられる須恵器食膳具を主体とした土器と共に、斎串や刀形などの木製品、土製有孔円盤などが出土している。また、南側谷斜面出土とした舟形や弓形も、本来は本遺構に含まれていた可能性が高い。SX945における遺物出土層位の木片や土器付着物のAMS年代は650年前後という測定結果が得られており、土器型式からみた年代観と矛盾を生じない。この年代観は、天武・持統朝に出現するとされる人形・馬形などの木製祭祀具が出土していない事からも妥当である。

古代社会における祭祀の果たす役割は極めて重要なものであり、初期国家の形成過程であり祭政一致の社会とされる古墳時代には、首長の葬送儀礼はもとより山岳信仰や農耕、漁業などに伴う多くの祭祀行為が報告されている。その後陰陽道の諸道が伝来し、天武朝に入ると『日本書紀』にも陰陽寮関係の記事が多く見られるようになり、持統3(689)年施行の淨御原令に陰陽寮として定着したと推察される。しかし、7世紀後半の天武・持統朝の頃の国家祭祀は大和地方の広瀬・龍田祭という祭祀形態を拡大したものであったとされており、大宝律令



第135図 SX945 土製有孔円盤・斎串出土状況